

情報提供契約書

株式会社A-Key（以下「甲」という。）と （以下、「乙」という。）
とは、次のとおり情報提供契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（本件情報の提供）

第1条 甲は、乙に対し、甲が開発し維持運営する甲のサイト「合格への道」（以下「本サイト」という。）から配信される情報及びその編集・加工情報（以下「本件情報」という。）を、乙及び乙の子（以下、合わせて「乙ら」という。）に提供する。

（情報の利用）

第2条 乙らは、本件情報に関する一切の権利は甲に帰属することを確認し、本契約及び甲が別に策定し公表する本サイトの利用規約（以下「利用規約」という。）を遵守して、本件情報を利用しなければならない。

2 乙らは、甲から第三者への本件情報の提供が許諾されている場合以外、第三者に本サイトのIDやパスワードを貸与したり、情報を提供したりしてはならない。

3 甲は乙らに対し、甲が許諾をしている本件情報の取得・利用の範囲において本件情報を修正、改変、翻訳、編集すること、見出しやキーワードを付加すること、あるいは第三者の素材と一緒に編集することを許諾する。

（情報提供方法）

第3条 乙らは、利用規約に同意の上、必要情報を本サイトから甲に送信し、甲が承諾をしたときに本サイトを利用することができる。

2 甲は、乙らに対し、本サイトを通じて大学合格への勉強方法のノウハウ等の情報を提供する。

（利用料・成功報酬）

第4条 本サイトの利用料は、無償とする。

2 乙は、甲に対し、乙の子が登録した第一志望の大学に合格したときは、成功報酬として100万円（消費税別）を支払うものとする。

3 乙は甲に対して、乙の登録した第一志望の大学に合格した日から10

日以内に甲の請求に基づき甲の指定する銀行口座に成功報酬を送金して支払う。尚、送金手数料は、乙の負担とする。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、乙らが本サイトに登録した日から乙の子の大学受験が終了するまでとする。

2 乙が、本契約期間の途中で本契約を解約する場合は、解約時の下記段階に応じた解約料を支払う。

記

第2章	5万円
第3章	10万円
第4章	15万円
第5章	20万円
第6章	50万円
最終章	100万円

(機密保持)

第6条 甲及び乙らは、本契約に関連して相手方から受領した資料及び知得した技術及び情報等については、相手方の事前の書面による許可又は承諾なくして第三者に漏洩してはならない。

ただし、次の各号に掲げる情報は除くものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知である情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
- (2) 開示を受けた当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
- (4) 本契約とは関係なしに独自に開発した情報
- (5) 法律又は管轄官庁の命令により開示を求められた情報

2 甲は、本契約の履行に際し知り得た乙らの個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関係法令に従うものとする。

3 本条の定めは、本契約終了後も効力を有するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 乙は、予め甲の書面による承認を得ないで、本契約に基づき本件情報の提供を受ける権利を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。

(違約金)

第8条 乙が第2条2項の規定に違反し、甲の承諾を得ないで第三者に本サイトのIDやパスワードを貸与したり、情報を提供したりした場合には、乙は、成功報酬相当額の違約金を甲に支払う。

(免責事項等)

第9条 本件情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等が発生し、乙らが損害を受けた場合においても、甲に故意又は重過失がある場合を除き、甲は損害賠償責任を負わない。

(管轄裁判所)

第10条 本契約から生じ又はこれに関連する甲と乙との一切の訴訟については、甲の主たる事務所又は本店の所在を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の事項を確認するため、本契約書2通を作成し、甲・乙署記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年〇月〇日

甲

乙

乙の子